

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成26年11月7日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県水道局管理規程第4号

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程の一部を改正する規程

香川県水道局県営水道事務所事務決裁規程（平成15年香川県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表第2（第4条関係） 1～6 略 <u>7</u> 所属職員の消防団員との兼職の承認 <u>8～36</u> 略	別表第2（第4条関係） 1～6 略 <u>7～35</u> 略

附 則

この規程は、平成26年11月7日から施行する。